

つつのどのように展開して来たかが論じられている。

以上の第1部「低開発国政治経済の理論と現実」に続く第2部「低開発国理論の諸潮流」では、本多健吉氏が欧米の経済理論の動向を近代経済理論(第8章)とマルクス主義理論(第9章)とに分って要約・評論を加え、次いで古賀正則氏がソ連における低開発国問題の研究の視角の推移を論じ(第10章)、さいごに杉野明夫氏が、中国における自力更生の理論の内容の紹介を試みているのである(第11章)。

III 本書は以上のような構成をもち、共同著作としては全体として長年の共同研究による一貫性がかなり高度に実現されていると感じられる。全体にわたる分析視角をうち出した尾崎彦朔氏による第1章および第2章は、低開発国社会的経済的発展の理論の研究が現実の展開に立ち遅れたのは、従来の研究が一方では帝国主義の植民政策批判論の延長として、他方では非歴史的な接近方法にもとづいて遂行され、現実分析とそれにもとづく発展動向に対する理論的洞察が乏しかったとの反省から出発している。こうした反省のうえでうち出された既述の構想ないし命題は、きわめて複雑多様な低開発諸国の現実分析のひとつの本格的な分析視角をうち出し適用を試みたものとして高く評価される。

この第1章および第2章は、第10章の「ソ連における理論の動向」と対応して読まれるとき、国際的な研究の潮流の一つの先端を行くものであることがわかる。ただ、このような理論的展望が、第11章で示される自力更生論による現実的コースとどのように合致しどのように食いちがうのかがお互いに充分には明らかではないようである。

また、民族的主体が民主民族国家として確立されていない国々は自律的発展の主体としての評価からあるいは研究視角からするといわば第二義的な存在として軽視されるおそれがあろう。たとえば、国連貿易開発会議に結集した新興国の要請がどのように理解されるかは必ずしも明確でないように思われる。

従来の理論の反省の他の側面についてみると、本多氏による欧米の理論のサーベイは、内在的・包括的な点ですぐれたものと思うが、生産力視点による研究を結論として軽視される印象を与える点は気になる。蓄積の部門選択の問題は、本多氏自身が日ソ・シンポジウムでも問題とされた所である(経済評論、1968年5月臨時増刊号、p.73)。

IV 本書のそれぞれの章は、ナショナリズム、国家資本主義、非資本主義的発展、援助、貿易などについて、

一貫した固有の視角からの理論的構想を示したものとして興味深く、今後のこの方面的研究の足場となるだろう。

【行沢 健三】

後藤 新一

『本邦銀行合同史』

金融財政事情研究会 1968.7 555ページ

竹沢 正武

『日本金融百年史』

東洋経済新報 1968.7 777, 11ページ

竹沢氏は、日本銀行調査局(明治38年入行、大正8年調査局勤務)、全国金融統制会調査部、全国銀行協会連合会調査部に永く勤務され、日銀の労働統計作成の功績により第1回大内賞も受けられた80歳を越える大先輩。後藤氏は現在三井銀行調査課長として第一線で活躍される方で、お2人とも「銀行人」であること、およびその書き方——丹念に資料に基づいて論をすすめる記録者の態度——も両者とも大変よく似ているのが興味深い。

一言にしていえば、「日本金融百年史」は明治から、百年間の金融経済の事項とその関連統計のエンサイクロペディヤともいべきものであり、一方、「銀行合同史」の方は、銀行合同に関する制度的な変遷とそれに対する政府ならびに諸先人の見解を美事に年代記的に叙述したエンサイクロペディアといえよう。

まず、「銀行合同史」であるが、本書については、岡橋保、今田治弥、長幸男の各教授などすでに多くの書評があり、内容的には、ほとんど論じ尽されているので、ここでは分析態度に関する若干のコメントをさせて載く。

本書は、銀行合同史であるので、著者が序文で書いているように、「1. 政府がどのような銀行合同の方針を打ち出したか、2. それは何故か、3. 銀行合同にかりたてた動機は何か」を明らかにすることを課題としている。

そこで、本書の記録者の分析態度がこれら3つに対してどのように有効であったのであろうか、少々検討しよう。

銀行合同や合併が起きる原因——吸収するものと、されるものが現れる原因——を明らかにするには、それが立法など制度的な無理の故に生じたのか、経済の進行に伴い銀行の業況=実体と制度とが噛み合わなくなること

から生じたのか、或はまた単に適正規模に拡大するためなのかなどなどが解明されねばならない。その上で、いずれかの原因から政府が何らかの合同促進策をとるようになるプロセスが明解にさるべきであろう。大切なのは、前段階の原因の究明である。

そのためには、制度史論的な論述を行なう場合でも銀行の実情の把握認識——その時々の特質を抽出すること——が、その制度論に十分反映されねばならない。この実情把握認識は、著者の主觀が入らねば抽出されない。実情把握認識まで先人の意見を以て表わしているところに設問の解明をやや困難にするものがあるのではなかろうか。

長幸男教授もその長文の書評の中で、著者の態度について次の如く述べている。

「……両教授(岡橋、今田両教授——筆者注)が著者の長所とみている記録者の態度(資料に対して、主体的価値判断を加えることを抑制する態度)に対する讃辞は、他面では著者が歴史的事実についてより卒直に分析メスを加えて著者自身の臨床的見解を鮮明に呈示すべきであるという要求に通じるのである。岡橋教授は、……中略……「著者の立場の制約」といってその点について弁護されている。しかし、私は卒直に著者に求めたい——資料を公平詳細に配列するだけでなく、著者自身の視角において資料、証言を評価し、その軽重を明かにし、自己の分析による結論(因果関係や諸要因の相互関連についての筋道=論理の解明)を正面から明確におし出すべきであったと。資料や証言にもられた事実や立場(または利害)は、現実の歴史過程を組立てるコンテキストの中では、中正平等なウェイトで並列共存しているわけではない。静的な流れとしての一大絵巻物というよりは、動的な構成としての「一大ドラマ」として把えるべきであろう。叙述者自身の立場から歴史のドラマの筋書きを見とおした眼によって資料や証言がそれぞれの役柄と意義において配置され、それらによって“叙述者の歴史”が構成さるべきであろう(ただし、これは歴史的事実を主觀のスクリーンをとおして歪曲することでなく、むしろ諸事実をそれぞれ歴史——本来ドラマ的である歴史——の中に正当に位置づけるための客観的追求の態度を意味することはいうまでもあるまい)。——そういう意味で、私は著者の大胆な主張をききたかったのである。」(『金融経済』昭和43年12月号43-44頁)。

このように長々と引用をしたのは、このような分析態度が全体を通じての問題点であり、しかも、このことは「日本金融百年史」にもあてはまる問題でもあるからである。

ある。

長氏の指摘した点はたしかに当を得ているが、第1の設問は少くとも主觀を入れず、全く公平に選択されるべきで、さもなくば主觀によって歪曲されることになる。したがって、この態度が必要にして正しい面も大いにあるのである。ただ、第2、第3の設問については不十分な場合が起るが、その例を2つ挙げよう。

第1章、明治期の銀行の設立という当時の銀行の実情を示す重要な部分——合同の起る基本的原因が含まれている——の最初(5-6頁)において、坂谷芳郎氏の意見(明治25年)を引用して、「当時の日本の商業の習慣はまだ沢山の銀行を必要としなかったので、銀行はできたが紙幣を運転することができず、結局銀行の経営者が自分で企業を興したり、重役になったりして無理にそこに金を流した。その結果滞貸となり資金が固定した」といっている。当時は旧来の商法や金融になれ、政府の意図した銀行のできる基盤がまだ成熟していなかったため、銀行経営者は、企業と関係をもったり、銀行が倉庫業、肥料販売業などいろいろな事業を兼営することになった。本書の論述からくみとれるのはここまでであるが、重要なのは次のことである。

すなわち、明治26年の銀行条例に、このような実情を規制すべき兼営事業禁止の条項がなかった。これが銀行の業況(実情)を不安定なものにしていった元凶であろう(兼業の禁止は昭和3年の銀行法によりはじめて明文化された)。

政府でも、同条例改正——資本金の下限を50万とすることと他業務の禁止を中心とする——を16議会(明治34年10月開会)には是非とも提出せんとした。

しかし、本書76-84頁にあるように、渋沢栄一は改正案の最も重要な2点を削除するよう申し入れを行ない、東京、神戸、大阪の各銀行集会所も一せい反対の意見を表明、改正案は実現されなかった。この時の事情を本書は、資本制限について詳細に論じているが、兼業禁止についてはそれほど論ぜられていない。ここに主觀をさけた難点がみられるようである。やはり、合同劇がはじまる基本的な原因是価値判断によって選別し抽出すべきであろう。すなわち、何故渋沢はじめ銀行家がこぞって兼業禁止は銀行に不利になると反対したのか。この点についても、本書は東洋経済の「銀行改正の無用」という論説——「……三井、三菱、住友銀行も何れも事業をもっているではないか」を引用(本文82頁)しているが、三井三菱が系列企業に融資することと、大多数の弱小銀行が自ら肥料業、倉庫業、運送業を兼営することは本質的

に異り、後者の不健全さが問題にさるべきであったと思われる。

ついで、勧銀、農工両行の合併は、日露戦争後工業の発展があり地価が上り、市街地の資金需要が強まり、明治44年の両法改正で第1条「農工の改良発達のため資本を貸付ける……」が削除された。その後単なる不動産金融機関化してしまい、市街地を持たない農工銀行と勧銀との間に隔離が拡大し、合併の気運が起るのであるが、本書225頁からの勧農合併には最も重要な「第1条の削除」は何らふれられていない。経済の進展により、勧農両行設立時の立法と両行の実情の乖離が合併の原因となってくるのである。このような実情の認識が制度との関連で把握さるべきではなかろうか。

このように実情との関連で合併の原因の解明がされるよりも、制度論的な論議が優先し中心となったのは、自己の主観の展開を意識的にさけたものの「わが国内地の銀行制度は明治30年代早くも整備され、銀行分業主義の原則は一応形式的に実現された。このような『整然たる銀行分業の体系が19世紀末ないし、20世紀初頭に実現したことは金融史上1つの偉観をなし、それがすべて法制的に整備された点はどこの先進国にもその類例を見出しが出来ない(本文35頁「日本近代法発達史」よりの引用)』」という著者の基本的な認識(主觀価値判断)が存在しているからであろうか。

明治30年代に法制的には整備されたが法制と銀行の実体の乖離こそが合同の1つの原因となったのであろう。

以上みたような点はあるにしろ、著者の主観を意識的に抑えて、先人の意見をして語らしめようとした意図態度が、類書のないほど莫大な資料よりの豊富な引用を可能としたことは何といっても高く評価さるべきである。またその為にこそ銀行合同史に関するエンサイクロペディヤ的価値が生れたともいえるのである。これは記録者の態度によってもたらされたすばらしい結実である。したがって、2頭を追わず1頭を追うことに終始した著者の態度がやはり成功をおさめたといえるのであろう。

ついで、「日本金融百年史」であるが、すでに枚数がついているので一言ふれさせて戴くことで御容赦願いたい。

この書は序論において、日本インフレーションと経済発展という一論文があり、日本経済の成長、発展とインフレーションとの関係——著者によれば、日本経済の成長はある程度インフレーションにより、刺激されてきた——を歴史的に計数的に示したところに日銀に奉職して以来60年以上金融経済の中心で活躍してきた著者の面

目躍如たるものがある。この序章以外は、年代順に、財政金融経済の記事を計表とともに丹念に記録しており、(合同史が資料をして語らしめる方法をとったのと異り、本書の場合は記録風に書き下ろした)明治時代の中には日清戦争の賠償金の功罪について167頁と176頁の論述があい矛盾するような、やや整理の不十分な個所もあるが、大正の後半からは著者が日銀調査局にあって自らもその作成に参画した資料に基づいての記録だけにその記述は安定的である。しかも、これだけの計表が集められて百年間の変遷が語られた——年表、法令集、統計書をかねて——ことは、一大偉観で類書をみない。その意味で日本経済研究に1つの新らしい視角を与えたものといえよう。

以上、双方の著作とも、銀行史、金融史に新しい光を与えたものとして、お2人の労苦と功績に再び敬意を表して擱筆する。

【朝倉 孝吉】

森 章

『ソビエト減価償却論争』

未来社 1968.7 430, LVII

本書は、ソビエトで1955年から1964年までの間に提起された社会主義経済での固定フォンドの道徳的磨滅の存否、減価償却の本質、固定フォンドの評価問題、減価償却の率作成原理、減価償却によって形成された減価償却基金の利用方法等に関する一連の論争の経過を詳細に紹介し、それに論争前の減価償却理論と減価償却制度、および、論争後の制度的決着(1960年、62年の固定フォンドの統一再評価、1963年の新減価償却率の実施)の事情を付け加えたものである。

全体として本書は、現在までのソビエトの減価償却理論と制度を展望したものとして唯一の文献であるといえよう。本書の章別を紹介すれば次のとおりである。

第1章 序言

第2章 論争前のソビエト減価償却

第1節 革命前ロシヤにおける減価償却

第2節 論争前のソビエト減価償却小史

第3節 論争前のソビエト減価償却理論と計算法

第3章 減価償却論争の展開

第1節 減価償却論争の発端

第2節 ソビエト工業における減価償却論争

第3節 ソビエト農業における減価償却論争